

沖繩市上下水道事業包括業務委託
契約書（案）

沖繩市上下水道局

業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 沖縄市上下水道事業包括業務委託
- 2 履行期間 令和9年4月1日から
 令和19年3月31日まで
- 3 業務委託料 金 円
 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）金 円
- 4 契約保証金

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発 注 者 住 所 沖縄市美里五丁目28番1号
 氏 名 沖縄市上下水道事業管理者
 上下水道局長 我 謝 勝 俊 印

受 注 者 住 所
 氏 名 印

第1章 総則	1
第1条（用語の定義）	1
第2条（言語）	3
第3条（通貨）	3
第4条（計量単位）	3
第5条（期間の計算）	3
第6条（時刻）	3
第7条（準拠法）	3
第8条（責任負担）	3
第9条（指示等）	3
第10条（業務の手段）	3
第11条（秘密の保持）	3
第12条（書面主義）	4
第13条（履行の保証）	4
第14条（契約の譲渡等）	4
第15条（著作物の使用等）	4
第16条（特許権等の使用）	5
第17条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	5
第2章 業務の実施	5
第1節 総則	5
第18条（本委託の概要）	5
第19条（事業期間）	6
第20条（法令の遵守等）	6
第21条（事業の実施体制等）	6
第22条（監理責任者）	6
第23条（業務遂行責任者）	7
第24条（業務主任技術者）	7
第25条（電気主任技術者の選任等）	7
第26条（事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用）	8
第27条（事業開始に伴う業務引継ぎ等）	8
第28条（ユーティリティー等の調達）	9
第29条（再委託）	9
第30条（許認可）	9
第2節 事業実施計画	9

第 31 条 (事業実施計画書の策定)	9
第 32 条 (5 箇年事業実施計画書)	9
第 33 条 (年間事業実施計画書)	10
第 34 条 (5 箇年修繕計画書)	10
第 35 条 (年間修繕計画書)	10
第 36 条 (緊急時対応計画書)	11
第 37 条 (事業実施計画書の修正)	11
第 3 節 業務の実施	11
第 38 条 (施設更新等の請求)	11
第 39 条 (施設改良等)	12
第 40 条 (乙の改善提案)	12
第 41 条 (要求水準書の変更等)	12
第 42 条 (要求水準書の変更に伴う措置)	12
第 43 条 (水質等の保証)	13
第 4 節 緊急事態(災害・事故その他の不可抗力)発生時の対応	13
第 44 条 (対応の基本)	13
第 45 条 (水質異常時の対応)	13
第 46 条 (異常水量への対応)	13
第 47 条 (協働の措置)	13
第 48 条 (臨機の措置)	14
第 49 条 (災害・事故発生時の指揮系統)	14
第 50 条 (災害・事故発生時の費用負担)	14
第 5 節 モニタリング	14
第 51 条 (業務日報の作成)	15
第 52 条 (業務の報告)	15
第 53 条 (実施状況の確認)	15
第 54 条 (日常の確認)	15
第 55 条 (定期的確認)	15
第 56 条 (随時の確認)	15
第 57 条 (中間総合評価の実施)	15
第 6 節 要求水準の未達等に対する措置	15
第 58 条 (改善通告)	15
第 59 条 (改善計画書の変更)	16
第 60 条 (委託料の支払停止)	16
第 61 条 (委託料の減額)	16
第 62 条 (業務遂行責任者等に対する措置請求)	16

第 63 条（監理責任者に対する措置請求）	17
第 7 節 委託料等	17
第 64 条（委託料の額）	17
第 65 条（支払の手続き）	17
第 66 条（物価の変動に基づく委託料の額の変更）	17
第 67 条（処理状態や調達管理の変動等による委託料の額の調整）	18
第 8 節 プロフィットシェアリング	17
第 68 条（プロフィットシェアリング）	17
第 3 章 リスク分担	18
第 1 節 一般事項	18
第 69 条（水質と水量）	18
第 70 条（水量の上限）	18
第 71 条（所有権）	19
第 72 条（保険）	19
第 73 条（一般的損害）	19
第 74 条（第三者に及ぼした損害）	19
第 75 条（遅延損害金）	19
第 2 節 法令変更	19
第 76 条（法令変更に伴う通知の付与及び協議）	19
第 77 条（法令変更に伴う増加費用又は損害の負担）	20
第 3 節 不可抗力	20
第 78 条（不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更）	20
第 79 条（不可抗力による委託料の支払）	21
第 4 章 契約の終了	21
第 1 節 契約の解除	21
第 80 条（甲による契約の解除）	21
第 81 条（乙による契約の解除）	21
第 82 条（法令変更による契約の解除）	22
第 83 条（不可抗力による契約の解除）	22
第 84 条（談合等不正行為に対する違約金等）	22
第 2 節 契約終了時の措置	23
第 85 条（事業期間満了に伴う業務引継ぎ等）	23
第 86 条（契約解除に伴う業務引継ぎ等）	23
第 87 条（契約終了時の既存施設等の確認）	24
第 88 条（改良施設の撤去等）	24
第 89 条（所有権の移転）	24

第5章 補則	25
第90条（個人情報の取扱い）	25
第91条（解釈）	25
第92条（契約の変更）	25
第93条（公租公課の負担）	25
第94条（管轄裁判所）	25
第95条（契約書に定めのない事項及び解釈の疑義）	25
別紙1 プロフィットシェアリングの考え方（契約書第68条関係）	276
別表1 委託料支払い（契約書第64条関係）	27

第1章 総則

(用語の定義)

第1条 本契約書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「甲」とは、委託者である沖縄市上下水道事業管理者をいう。
- 2 「乙」とは、受託者をいう。
- 3 「本業務」とは、甲と乙が契約締結する令和9年度～令和19年度【沖縄市上下水道包括業務委託】において甲が乙に委託する業務をいい、その内容は要求水準書に記載する。
- 4 「要求水準書」とは、本業務における要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- 5 「要求水準」とは、本契約書、要求水準書及び提案書類、その他関係書類（以下「本契約書類」という。）に基づき定められている本業務の実施において甲及び乙が充足すべき水準をいう。
- 6 「要求水準の未達」とは、要求水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
- 7 「本件施設」とは、要求水準書に示す沖縄市給水区域内水道施設（関連給水装置含む）、沖縄市下水道施設内及び関連ポンプ場をいう。
- 8 「水道施設」とは、要求水準書に示す配水池やポンプ場及び関連水道施設をいう。
- 9 「下水道施設」とは、要求水準書に示す公共下水道施設及び関連ポンプ場をいう。
- 10 「既存施設等」とは、本件施設及び附属設備並びに本件施設内の甲の所有に係る消耗品・備品、図書その他の物品等を含む総称をいう。
- 11 「事業期間」とは、乙が本契約に基づき、本業務を実施する期間（令和9年度～令和13年度）をいう。
- 12 「第Ⅰ期事業期間」とは、事業期間のうち、令和9年度～令和13年度までをいう。
- 13 「第Ⅱ期事業期間」とは、事業期間のうち、令和14年度～令和18年度までをいう。
- 14 「事業年度」とは、事業期間中における4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- 15 「契約締結日」とは、本契約について甲と乙が合意し、本契約書に甲乙が記名押印した日をいう。
- 16 「移行期間」とは、契約締結日の翌日から令和9年4月1日午前8時30分までの期間をいう。
- 17 「事業開始日」とは、移行期間終了日「令和9年3月31日」をいう。
- 18 「1日」とは、午前0時0分から翌日の午後12時0分までをいう。
- 19 「委託料」とは、本業務の対価として、甲が乙に支払う金銭をいい、本契約書第64条第1項に記載の額をいう。
- 20 「修繕」とは、老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として、対象施設の機能を維持するために行う工事その他の行為（ただし、更新を伴わないものとする。）をいう。
- 21 「改築」とは、更新、長寿命化対策の総称をいう。
- 22 「更新」とは、所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、本件施設の当該設備の全部を取り

換えることをいう。

23 「長寿命化」とは、所定の耐用年数を延伸することを目的として、設備の一部を活かしながら、当該設備を部分的に新しくすることをいう。

24 「事業実施計画書」とは、第Ⅰ期及び第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書、年間事業実施計画書、第Ⅰ期及び第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書、年間修繕計画書、緊急時対応計画書をいう。

25 「第Ⅰ期 5 箇年事業実施計画書」とは、第Ⅰ期事業期間における事業実施計画をいう。

26 「第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書」とは、第Ⅱ期事業期間における事業実施計画をいう。

27 「年間事業実施計画書」とは、各事業年度における事業実施計画をいう。

28 「第Ⅰ期 5 箇年修繕計画書」とは、第Ⅰ期事業期間における定期修繕計画をいう。

29 「第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書」とは、第Ⅱ期事業期間における定期修繕計画をいう。

30 「年間修繕計画書」とは、各事業年度における定期修繕計画をいう。

31 「緊急時対応計画書」とは、事業期間を通じて緊急事態が生じた場合の対応の原則、方法、手順などを定めた計画書をいう。

32 「不可抗力」とは、本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、疫病その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的な現象のうち、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないもので、甲又は乙によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。

33 「監理責任者」とは、本業務を監督する甲の責任者をいう。

34 「業務遂行責任者」とは、本業務を実施する上で管理をつかさどる乙の代理人をいう。

35 「著作物」とは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物、同法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラム及び同法第 12 条の 2 に規定するデータベースをいう。

36 「著作権」とは、著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。

37 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。

38 「再改善計画書」とは、変更又は再提出した改善計画書をいう。

39 「県水」とは、沖縄県企業局から送水される水道用水で、甲が確保し、乙が運転管理する受水をいう。

40 「配水水質」とは、受水した県水を処理し、給水区域に配水される水質をいう。

41 「配水量」とは、受水した県水を処理し、給水区域に配水される水量をいう。

42 「流入下水水量」とは、下水道施設に流入する下水（污水）の量で、甲が確保し、乙が処理すべき量をいう。

43 「放流水質」とは、下水道施設に流入した下水（污水）を処理し、公共用水域に排水される処理水の水質をいう。

44 「みなし設置者」とは、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（経済産業省 20210310 保__局

第 1 号) に定義されるみなし設置者をいう。

45 「開所日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、6 月 23 日(慰霊の日)及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く日をいう。

（言語）

第 2 条 本業務の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とするものとする。

（通貨）

第 3 条 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とするものとする。

（計量単位）

第 4 条 本業務の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特に定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

（期間の計算）

第 5 条 本契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

（時刻）

第 6 条 本業務の履行に関して甲乙間で用いる時刻は日本標準時とするものとする。

（準拠法）

第 7 条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（責任負担）

第 8 条 本業務に伴う水道法（昭和 32 年法律第 177 号）及び下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）上の管理責任は、甲が負うものとする。

2 その他の甲乙の基本的な責任負担は要求水準書に定めるものとする。

（指示等）

第 9 条 甲は、水道法及び下水道法上の管理責任を果たすため必要と認めたときは、本業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合、乙は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。

（業務の手段等）

第 10 条 乙は、特に定めがある場合又は前条の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、本業務の実施に必要な一切の手段等を乙の責任において定めるものとする。

（秘密保持義務）

第 11 条 甲及び乙は、本契約に関連して相手方から秘密情報として知り得た情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前承諾なしに第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたことを立証しうるもの。
- (2) 相手方から開示を受けた際、既に公知又は公用であったもの。
- (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用になったもの。

- (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく合法的に取得したもの。
- (5) 法令又は司法機関若しくは行政機関の命令により開示することが義務付けられたもの。ただし、開示にあたっては相手方へ事前に通知し、かつ最小限の開示内容にするよう努めること。
- (6) 相手方から開示された機密情報によることなく開発、創造したもの。
- (7) 相手方が、第三者に開示することを書面により承諾したもの。

2 前項の規定は、事業期間終了後においても、なお5年間効力を有するものとする。

(書面主義)

第12条 本業務における指示、請求、通知、報告、申出、承諾、承認、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、本契約その他の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(履行の保証)

第13条 乙は、契約締結と同時に、甲に履行保証金を納付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行保証金の納付を免除するものとする。

(1) 契約による債務の不履行により生ずる甲の損害を付保するため、甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。この場合、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託すること。

(2) 契約による債務の不履行により生ずる甲への損害金の支払いを保証する銀行の保証を取り付けたとき。この場合、保証契約の締結後、直ちにその保証証券を甲に寄託すること。

2 前項の履行保証金の額は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 委託料の変更があった場合には、履行保証金の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

4 沖縄市契約規則第37条の規定に該当するときは、履行保証金を免除することができるものとする。

(契約の譲渡等)

第14条 乙は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の事前の承諾がある場合は、この限りでない。

2 乙は、既存施設等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(著作物の使用等)

第15条 甲は、乙が本業務の実施に当たって使用する著作物について、乙が承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。この場合、著作物の使用に際し、著作権使用料の支払いは免除されるものとする。

(特許権等の使用)

第 16 条 乙は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、その使用に関して要した費用の負担については、甲乙協議して決めるものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第 17 条 乙は、本件施設が上下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、上下水道事業を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第 2 章 業務の実施

第 1 節 総則

(本委託の概要)

第 18 条 乙は、本件施設について、事業期間中の運転及び維持管理等を行うものとする。

2 乙は、事業実施計画書等に従って本業務を遂行しなければならない。

3 本業務の範囲は次に掲げるものとし、各業務の詳細については要求水準書等で定めるものとする。

(1) 運転管理業務

- ・ 運転業務
- ・ 水質管理業務
- ・ 調達管理業務
- ・ 文書管理業務
- ・ 保安管理業務
- ・ 休日夜間電話対応業務

(2) 保守管理業務

- ・ 保守点検業務
- ・ 衛生管理業務

(3) 修繕業務

- ・ 定期修繕
- ・ 突発修繕

(4) 廃棄物管理業務

(5) コンサルタント業務

- ・ 各種計画等の改定業務
- ・ 各種計画等の策定業務

(6)その他の業務

- ・ 窓口・受付業務
- ・ 水道メーター検針・開閉栓・取替業務
- ・ 庁舎等管理業務
- ・ 貯蔵品調達管理業務

(7) 緊急対応業務

(8)統括管理業務

- ・ 統括マネジメント業務
- ・ セルフモニタリング業務
- ・ 管理効率化、最適化業務
- ・ データ管理業務

(事業期間)

第 19 条 事業期間は、令和 9 年 4 月 1 日の午前 0 時 0 分から令和 19 年 3 月 31 日の午後 12 時 0 分までとする。ただし、移行期間については、乙は本件施設の運転管理及び維持管理の一部を実施するものとする。

2 移行期間における具体的な業務の実施方法等については、要求水準書に定めるものとする。

(法令の遵守等)

第 20 条 乙は、本業務に係る関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以って、本業務を実施しなければならない。

(事業の実施体制等)

第 21 条 本業務における実施体制は次のとおりとする。

- (1) 乙が本業務を実施する本件施設の運転管理及び維持管理は、通年 24 時間連続とし、要求水準を確保できる体制を確立するものとする。
- (2) 甲は、本業務を監督する監理責任者を置くものとする。
- (3) 乙は、本業務遂行上の管理を掌る業務遂行責任者を置き、本業務の履行に必要な従事者等を置くものとする。
- (4) 乙は、本業務の履行に必要な従事者等の中から、現場管理を掌る業務主任技術者を置くものとする。
- (5) 乙は、コンサルタント業務の実施に際しては、要求水準書に基づき管理技術者、照査技術者及び担当技術者を置くものとする。

(監理責任者)

第 22 条 甲は、前条第 1 項(2)号に基づき監理責任者を置いたときは、その氏名を乙に通知するものとする。また、監理責任者を変更したときも同様とする。

2 監理責任者は、本契約書の他の条項に定めるもの及び本契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監理責任者に委任したもののほか、次に掲げる権限を有するものとする。

- (1) 甲の水道法及び下水道法の責任を果たす上で必要な乙又は乙の業務主任技術者に対する業務に関する指示。
- (2) 契約書、要求水準書、その他関係書類の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
- (3) 本業務の履行に関する乙又は乙の業務遂行責任者との協議。
- (4) 本業務の進捗の確認、照合その他契約の履行状況の調査及び改善通告。
- (5) モニタリングの実施及び通知。

3 本契約に定める書面の提出は、監理責任者を經由して行うものとする。この場合においては、監理責任者に到達した日をもって、甲に到達したものとみなす。

(業務遂行責任者)

第 23 条 乙は、第 21 条第 1 項(3)号に基づき業務遂行責任者を置いたときは、その氏名その他必要な事項を甲に通知するものとする。業務遂行責任者を変更したときも同様とする。

2 業務遂行責任者は、本業務の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、事業期間の変更、委託料の請求及び受理、第 62 条の請求の受理、第 63 条の請求、通知の受理並びに契約の解除に係わる権限を除き、本契約に基づく乙の一切の権限を行使することができるものとする。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを業務遂行責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 業務遂行責任者は、技術士（上下水道部門若しくは建設部門、又は総合技術監理部門）の資格を有していなければならない。また、規定する業務主任技術者を兼務することができるものとする。この場合、当該兼務する業務主任技術者は、次条第 3 項各号に掲げる当該資格を有していなければならない。

(業務主任技術者)

第 24 条 乙は、第 21 条第 1 項(4)号に基づき業務主任技術者を専任したときは、その氏名その他必要な事項を甲に通知するものとする。業務主任技術者を変更したときも同様とする。

2 業務主任技術者は、水道施設又は下水道施設の現場管理者としてそれぞれ 1 名を置くものとする。

3 業務主任技術者は、次の各号に掲げる資格を有するものとする。

(1) 水道施設の業務主任技術者は、**一級土木施工管理技士**、水道施設管理技士または同等以上の有資格者であること。

(2) 下水道施設の業務主任技術者は、一級土木施工管理技士または同等以上の有資格者であること。

(電気主任技術者の選任等)

第 25 条 乙は、電気事業法第 39 条第 1 項の規定に基づき、経済産業省令で定める技術基準に適合するように自家用電気工作物を維持する義務を負い、維持及び管理の主体としてこれを行うものとする。

2 甲は、乙を電気事業法第 43 条第 1 項に定める事業用電気工作物を設置する者とみなし、乙は従

事者等から要求水準書に定める電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督並びに保安のための監視、点検及び検査の管理に必要な電気主任技術者を選任し、所轄官庁に対する届け出を行うものとする。

3 電気主任技術者は、次の各号によりその職務を行うものとする。

(1) 前項の電気主任技術者は電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うものとする。

(2) 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者の意見を尊重するものとする。

(3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うものとする。

(4) 電気主任技術者として選任された者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務を誠実にを行うものとする。

4 電気主任技術者は、業務上重要な事項について、甲、乙各々に連絡、報告及び調整を行うものとする。ただし、緊急の場合においては、電気主任技術者は臨機の措置をとり、甲、乙各々に報告を行うものとする。

(事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用)

第26条 甲及び乙は、契約締結日の翌日から移行期間終了日までの間において、既存施設等の性状、規格、機能、数量等について、双方立会いの上、確認するものとする。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。なお、既存施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。

2 乙は、本業務の実施を目的として、既存施設等を使用することができるものとする。

3 乙は、既存施設等について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。

4 第1項による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、乙は甲に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。

5 乙は、前項に係わらず、事業開始日から1年以内に、既存施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

(事業開始に伴う業務引継ぎ等)

第27条 甲又は甲の指定する者及び乙は、各自の負担により、契約締結日の翌日から事業開始日までに、本件施設の事業実施に必要な業務引継ぎ等が終了するよう努めるものとする。なお、業務引継ぎ等の内容等については、要求水準書に定めるものとする。

2 甲又は甲の指定する者は、乙が本件施設の事業実施に必要とする一切の書類、データ、本件施設の状況等（以下「本件施設の情報等」という。）を、乙に適切に開示するものとする。

3 前項のほか、甲又は甲の指定する者は、乙が本件施設の事業実施に必要とする教育・研修等への協力及び支援を行うものとする。

4 乙は、本件施設の事業実施上必要となる本件施設の情報等を十分に把握するとともに、教育・研修等を通じて、本件施設の習熟に努めるものとする。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は第1項に規定する乙による業務引継ぎ等を行わないことができる。

(1) 業務引継ぎ等の必要がない事由を乙が書面で提出し、これを甲が認めたとき。

(2) 甲が、本件施設に関する乙による業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

(ユーティリティー等の調達)

第28条 乙は、乙の責任と費用により、移行期間を除く事業期間中において、要求水準書に定める本業務の実施に必要となる電力、水道、薬品、ガスその他の燃料等を調達しなければならない。

2 乙は、乙の責任と費用により、移行期間を除く事業期間中において、要求水準書に定める本業務の実施に必要となる消耗品類、資機材、事務備品その他物品を調達しなければならない。

(再委託)

第29条 乙は、甲の承認を受けて、委託業務を第三者に再委託し又は請け負わせることができるものとする。ただし、委託業務の全部を再委託し又は請け負わせることはできないものとする。

2 再委託業者の選定にあたっては、原則、沖縄市内業者とすること。やむを得ない場合は、甲との協議の上、再委託又は請け負わせるものとする。

3 乙は、個別の業務を再委託する場合は、沖縄市の調達基準及び入札指名基準に準じた適切な選定手続きを経ること。

(許認可)

第30条 本業務の実施に関し、国及び地方公共団体その他関係機関への届出、許認可等が必要となる場合は、乙は乙の責任と費用によりこれを行ない、甲に報告するものとする。この場合において、甲は、乙の請求により必要な協力を行なうものとする。

第2節 事業実施計画

(事業実施計画書の策定)

第31条 乙は、本業務の実施のため、本契約書及び要求水準書に基づき、次条から第37条までに定めるところにより、乙の責任と費用により、事業実施計画書を策定しなければならない。

(5 箇年事業実施計画書)

第32条 乙は、契約締結日の翌日から30日以内に、本業務の実施に関する基本的な重要事項を定めた第Ⅰ期5箇年事業実施計画書を策定し、甲と協議の上、事業開始日〔令和9年4月1日〕の30日前までに甲の承諾を得なければならない。

2 前項の第Ⅰ期5箇年事業実施計画書は、事業開始日から第Ⅰ期事業期間の終了日〔令和14年3月31日〕までの期間を対象とする。

3 乙は、第Ⅰ期事業期間終了日より30日前までに、本業務の実施に関する基本的な重要事項を定めた第Ⅱ期5箇年事業実施計画書を策定し、甲と協議の上、第Ⅱ期事業開始日〔令和14年4月1日〕の前までに甲の承諾を得なければならない。

4 前項の第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書は、第Ⅱ期事業開始日から事業期間の終了日〔令和 19 年 3 月 31 日〕までの期間を対象とする。

5 乙は、第Ⅰ期又は第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書の内容等に変更が生じる場合、甲に変更の申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。

6 甲は、前項の申し出を受けたときは、当該事業実施計画書の内容及び費用等の変更について、乙と協議するものとする。

（年間事業実施計画書）

第 33 条 乙は、当該事業年度の開始前までに、当該事業年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年間事業実施計画書を策定し、甲の承諾を得なければならない。

2 年間事業実施計画書は、それぞれ、第Ⅰ期 5 箇年事業実施計画書、第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書に基づき策定するものとする。

3 事業開始年度〔令和 9 年度〕については、第 1 項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅰ期 5 箇年事業実施計画書の甲の承諾を受けた日の翌日から 30 日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

4 第Ⅱ期事業開始年度〔令和 14 年度〕については、第 1 項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書の甲の承諾を受けた日の翌日から 30 日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

（5 箇年修繕計画書）

第 34 条 乙は、契約締結日の翌日から 30 日以内に、事業開始日から第Ⅰ期事業期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた第Ⅰ期 5 箇年修繕計画書を策定し、甲と協議の上、事業開始日の 30 日前までに、甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、第Ⅰ期事業期間終了日より 30 日前までに、第Ⅱ期事業期間開始から事業期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書を策定し、甲と協議の上、第Ⅱ期事業開始日の前までに、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、アセットマネジメント又はストックマネジメントに係る計画等により、当該第Ⅰ期又は第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書で予定する当該定期修繕の内容等に変更が生じる場合、乙は甲に変更の申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。

4 甲は、前項の申し出を受け、承諾したときは、当該定期修繕の内容及び費用等の変更について、乙と協議するものとする。

（年間修繕計画書）

第 35 条 乙は、当該事業年度の開始前までに、当該事業年度における定期修繕内容の詳細を定めた年間修繕計画書を策定し、甲の承諾を得なければならない。

2 年間修繕計画書は、それぞれ、第Ⅰ期 5 箇年修繕計画書、第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書に基づき策定するものとする。

3 事業開始年度〔令和 9 年度〕については、第 1 項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅰ期 5 箇年修繕計画書の甲の承諾を受けた日の翌日から 30 日以内までに」と読み替え、本条

を適用する。

4 第Ⅱ期事業開始年度〔令和 14 年度〕については、第 1 項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書の甲の承諾を受けた日の翌日から 30 日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

5 乙は、事業期間において、突発的な機械・電気その他の設備故障、損傷等が発生したときは、甲の承諾を得て、速やかに復旧するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは復旧の後、甲に報告するものとする。

（緊急時対応計画書）

第 36 条 乙は、契約締結日の翌日から事業開始日の 30 日前までに、地震、停電、薬品の漏洩、機器の破損、異常増水、水質異常、その他の緊急事態が発生した場合におけるその対応の原則、方針、手順等を定めた緊急時対応計画書を本契約、要求水準書、乙の提案等に基づき策定し、甲と協議の上、事業開始日前までに甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、緊急事態の対応に対して万全を図るため、前項の緊急時対応計画書を必要に応じて適宜改訂するものとする。

3 乙は、前項の改訂を行ったときは、速やかに甲に届出て、その承諾を得るものとする。

（事業実施計画書の修正）

第 37 条 甲は、前 5 条に基づく事業実施計画書が不適當であると認める場合は、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定した上で、乙に対し、その変更若しくは修正又は再提出を請求することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の請求があったときは、当該事業実施計画書について変更若しくは修正又は再提出するものとする。

3 乙が期日までに、当該事業実施計画書の変更若しくは修正又は再提出をしなかった場合は、要求水準の未達として、第 60 条に定める措置を適用するものとする。

4 甲は正当な理由なくして、乙が提出した事業実施計画書に対する承諾を留保し、又は遅延してはならないものとする。

第 3 節 業務の実施

（施設更新等の請求）

第 38 条 本件施設の修繕により、その機能が維持できないとき又はその見込みがないとき、若しくは本件施設の修繕により、本件施設の機能を維持しようとするのが著しく非合理的であると認められるときは、乙は甲に対し、その旨を報告し、施設の更新・改築を請求することができるものとする。

2 前項の請求があったときは、甲は速やかに本件施設の現況を調査して、更新の是非を判断し、その内容を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の判断をするにあたり、乙の業務遂行上及び安全衛生管理上の要請を十分に配慮するものとする。

4 第1項の請求があったにもかかわらず、社会通念上必要かつ相当な期間において、甲が必要な施設の更新・改築を行わなかったため、乙又は第三者に損害が生じた場合には、甲はその損害を負担する。ただし、乙に故意又は過失がある場合には、甲はその程度に応じて、乙に対し負うべき損害賠償を相殺し、又は第三者に対して行った損害賠償を、乙に求償することができるものとする。

(施設改良等)

第39条 本業務を効果的かつ効率的に実施するため、要求水準書に定めるところにより、乙は甲の承諾を得て、乙の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができるものとする。 _

2 前項の設備を設置するときは、乙は、必要最小限の範囲で本件施設に変更を加えることができるものとする。この場合において、乙は当該変更の内容について、事前に甲に通知し、その承諾を得なければならない。

3 第1項において、乙が本件施設に設置した設備の所有権は、乙に帰属するものとする。

(乙の改善提案)

第40条 乙は、本業務について、業務の水準を要求水準から低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

2 前項の乙が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。

(要求水準書の変更等)

第41条 甲は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。

3 変更後の当該要求水準は、甲が乙に通知し、乙が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。

4 法令等の変更により、要求水準書の内容を変更する必要があるときは、第75条の定めに従うものとする。

(要求水準書の変更に伴う措置)

第42条 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときは甲が負担し、乙が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。

2 前項において、甲の負担する額又は乙の委託料の減額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の委託料の減額については、委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする。

3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、乙の改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。

4 前条第4項の規定により、乙に増加費用又は損害（委託料の減額は除く）が生じたときの措置は、第76条の定めに従うものとする。

（水質等の保証）

第43条 乙は、事業期間を通じ、要求水準書に定める県水を適切に受水し、配水するとともに、その水質を確保し、これを保証するものとする。

2 乙は、事業期間を通じ、要求水準書に定める流入下水を適切に処理し、放流水質を確保するほか、脱水ケーキ含水率を確保し、これを保証するものとする。

3 前2項の水質を確保できず、第三者に損害が生じたときは、第45条及び第46条の場合を除き、第73条第1項の定めに従うものとする。

第4節 緊急事態（災害・事故その他の不可抗力）発生時の対応

（対応の基本）

第44条 乙は、緊急事態が発生したときは、第36条に定める緊急時対応計画書に基づき、災害・事故その他の不可抗力事由による本業務への影響を可及的に避けるため、最大限の努力を行うものとする。

（水質異常時の対応）

第45条 不可抗力その他、乙の責めによらず、配水水質が水道法の水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるとき、悪質な流入下水により反応槽内生物が死滅する恐れがあるとき、放流水の水質が水質汚濁防止法若しくは沖縄県条例に定める水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるとき（以下「水質異常」という。）は、乙は、直ちに口頭によりその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

2 甲は、前項の場合において必要と認めるときは、乙に対し、水道施設の一部又は全部、若しくは下水処理施設の処理の一部又は全部を停止すること（以下「処理停止」という。）を指示することができるものとする。

3 前項の処理停止により、第三者に損害が生じたときは、第74条第2項の定めに従うものとする。

（異常水量への対応）

第46条 不可抗力その他、乙の責めによらず、水道施設の配水圧力が急激に低下したとき、若しくは下水道施設の浸水又はその恐れがあるときは、乙は、直ちに口頭によりその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

2 甲は、前項の場合において必要と認めるときは、乙に対し、水道施設若しくは下水道施設の処理停止又はその他の措置を指示することができるものとする。

3 前項の甲の指示による処理停止又はその他の措置により、第三者に損害が生じたときは、第73条第2項の定めに従うものとする。

（協働の措置）

第47条 前2条において、第三者又はその他への損害を最小限にとどめるため、甲及び乙は協働して必要な措置を講ずるものとし、乙は、最大限の誠意と努力を以って、甲に協力する義務を負うも

のとする。

2 前項の乙の協力が本契約の範囲外である場合で、増加費用が生じたときは、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議の上で定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本契約の範囲内における乙の協力による措置の場合は、甲は負担しないものとする。

（臨機の措置）

第 48 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じるものとする。この場合において、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項ただし書きにおいて、臨機の措置を講じたときは、乙は当該措置の内容を、甲に直ちに通知するものとする。

3 甲は、災害防止その他業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を講じるよう請求することができるものとする。

4 乙が、第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、本業務の範囲外であると認められる部分については、甲がこれを負担するものとし、その額は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（災害・事故発生時の指揮系統）

第 49 条 甲は、第 45 条又は第 46 条を除く緊急事態の発生又は発生のおそれが生じ、本業務の実施に甲の介入が必要であると認めたときは、直ちに業務遂行責任者にその旨を通知するものとする。なお本項の通知は緊急のときは書面によることを要せず、事後速やかに書面により通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、業務遂行責任者は監理責任者又はその他の甲の職員の直接の指揮監督に服し、乙の従事者等は、業務遂行責任者を通じ、監理責任者又はその他の甲の職員の指示に従わなければならない。

3 他の上下水道事業体又はその関連団体等から、甲に対して災害・事故その他の不可抗力事由の発生又は発生のおそれを理由として協力要請がなされた場合は、甲は、業務遂行責任者を通じて乙に当該協力要請に応じることを指示することができる。この場合、乙は、実務上可能な範囲で、甲の指示に従うものとする。

（災害・事故発生時の費用負担）

第 50 条 甲は、前条第 2 項の規定に従い、業務遂行責任者並びに乙の従事者等が甲の指示に従ったことによる増加費用の額及び支払い方法等は、甲乙協議の上で定めるものとする。

2 前項の規定は、第 45 条及び第 46 条に定める不可抗力その他、乙の責めによらない第三者への損害については適用しない。

第 5 節 モニタリング

（業務日報の作成）

第 51 条 乙は、業務日報を作成し、常に本件施設に備えるものとする。

2 乙は、開所日の毎日午前 10 時まで、前日分の業務日報の写しを甲に提出するものとする。

3 前項の業務日報の内容等は、要求水準書に定めるものとする。

(業務の報告)

第 52 条 乙は、本業務の実施状況を正確に反映した次に掲げる業務報告書を作成するものとする。

(1) 乙は、毎月、月間業務報告書を作成し、当該月の月間業務報告書を翌月の第 5 開所日までに、甲に提出するものとする。

(2) 乙は、事業年度ごとに年間業務報告書を作成し、当該事業年度の年間業務報告書を翌年度の 4 月の第 10 開所日までに、甲に提出するものとする。

2 前項各号の報告書の内容等は、要求水準書に定めるものとする。

(実施状況の確認)

第 53 条 甲は、事業期間において、甲の費用により、乙が実施する本業務の質及び内容を確認するため、次条から第 55 条までに定めるところにより、本業務の実施状況を確認するものとする。

(日常の確認)

第 54 条 甲は、第 51 条に規定する業務日報に基づき、本業務の実施状況を確認するものとする。

(定期の確認)

第 55 条 甲は、第 52 条に規定する業務報告書に基づき、乙の立会いの上、書類確認及び現地確認その他の方法により、本業務の実施状況を確認するものとする。

2 前項の確認は、業務報告書の提出を受けた日から 10 日以内に完了するものとする。

(随時の確認)

第 56 条 前 2 条によるほか、甲は必要と認めたときは、乙に対して事前に通知することなく、現地調査により、本業務の実施状況を確認することができるものとする。

2 甲が前項の確認を実施するときは、乙はその求めに応じて、甲の確認に立会い、本業務の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど、甲に協力するものとする。

(中間総合評価の実施)

第 57 条 甲は、第 I 期事業期間を通じた乙の本業務の履行状況について、本契約の継続の有無

2 甲は、中間総合評価を第 I 期事業期間終了日の 30 日前までに実施し、その結果を速やかに乙に通知するものとする。

3 前項の結果、著しく評価が低く、若しくは本契約の目的を達成することが極めて難しいことが明らかとなるときは、第 80 条第 1 項(4)号の定めに従うものとする。

4 第 1 項の中間総合評価に必要な項目、内容、方法等は、要求水準書に定めるとおりとする。

第 6 節 要求水準の未達等に対する措置

(改善通告)

第 58 条 第 54 条から第 56 条による確認の結果、要求水準の未達（第 45 条及び第 46 条に定める不可抗力等による場合を除く）が判明した場合には、甲は乙に対して、その是正のため、改善措置

をとることを通告するものとする。

2 乙は、前項の通告を受理したときは、当該通告を受理した日から 10 日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を甲に提出するとともに、第 52 条第 1 項(1)号に定める月間業務報告書において、その実施状況を報告しなければならない。

3 甲は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、乙に対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(改善計画書の変更)

第 59 条 甲は、前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該要求水準の未達が是正されなかったときは、甲は乙に対して、再改善計画書として、当該改善計画書を変更し、又は再提出するよう催告するものとする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、再改善計画書及び再提出の場合に準用する。

3 前条及び本条において、改善計画書及びその改善に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。

(委託料の支払停止)

第 60 条 前条に基づき、再改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないとき、又は第 37 条第 3 項に該当したときには、甲は乙に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託料の支払いを停止することができるものとする。

2 前項の支払停止を行なう場合には、甲は乙に対して、弁明の機会を与えなければならない。

3 当該要求水準の未達が是正されたときは、甲は第 1 項に基づき支払いを停止していた委託料を速やかに乙に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

4 第 1 項の規定に基づき、委託料の支払い停止措置を講じた後、60 日を経過しても、当該支払停止の理由となった要求水準の未達が是正されないときは、第 80 条第 1 項(3)号の定めに従うことができるものとする。

(委託料の減額)

第 61 条 事業年度毎に、乙の責めに帰すべき事由により第 43 条に定める水質等の確保を達成しないときは、委託料を減額するものとする。

2 前項の委託料の減額に関する方法、時期、その他は要求水準書に定めるところによる。

3 第 1 項に基づく委託料の減額を受けたことを以て、乙はその損害を賠償すべき責めを免れるものではない。

(業務遂行責任者等に対する措置請求)

第 62 条 前条に定める委託料の支払停止のほか、再改善計画書に定める期日までに、当該要求水準の未達が是正されないときは、甲は、業務遂行責任者又は乙の従事者若しくは第 29 条の規定により乙から業務を委託され、若しくは請け負った者及びこれら関係者の交代等に関して必要な措置を請求することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から 10 日以内に甲に通知しなければならない。

(監理責任者に対する措置請求)

第 63 条 乙は、監理責任者がその職務の執行が不適當と認められるときは、甲に対し、その理由を明らかにして、必要な措置を請求することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から 10 日以内に乙に通知しなければならない。

第 7 節 委託料等

(委託料の額)

第 64 条 甲は乙に対し、委託料として●●円(消費税及び地方消費税を含む)を支払う。

2 前項のうち、施設管理経費については、事業開始日が属する当該月分を第 1 回目とし、以後毎月計 119 回払いとして、本契約書別記 1 のとおり支払うものとする。

3 修繕費用及び施設更新費用については、竣工検査後、本契約書別記 1 に記載の事業期間内における支払限度額を事業年度毎の出来高精算として支払うものとする。

4 コンサルタント業務費用については、完了検査後、本契約書別記 1 に記載の事業期間内における支払限度額を事業年度毎の出来高精算として支払うものとする。

5 本契約の締結後、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)等の改正等によって消費税等額に変更が生じた場合は、甲は本契約をなんら変更することなく委託料に相当額を加減して支払うものとする。

6 甲は、委託料の支払に際し、第 75 条に定める遅延損害金について、乙から甲への支払が必要な場合、必要額を委託料から控除した上で、これを支払うことができるものとする。

(支払の手続き)

第 65 条 乙は、第 52 条第 1 項(1)号の月間業務報告書に基づき、第 55 条第 1 項の実施状況の確認を受け、要求水準書で定める甲による成果物の検査を完了したときには、委託料の支払を請求することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受理した日から 30 日(以下「約定期間」という。)以内に、委託料を支払わなければならない。なお、委託料は乙が指定する口座に振り込むものとする。

3 甲がその責めに帰すべき事由により第 55 条第 2 項の期間内に本業務の実施状況の確認を完了しないときは、その期限を経過した日から本業務の実施状況の確認を完了した日までの期間の日数は、前項の約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(物価の変動に基づく委託料の額の変更)

第 66 条 甲又は乙は、事業期間内において、契約締結の日から 12 ヶ月を経過した後ごとに、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料の額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して委託料の額の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別な事情により事業期間内に日本国内において急激なインフレーション

ョン又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適當となったときは、甲又は乙は、委託料の額の変更を請求することができる。

3 甲又は乙により前2項の請求があったときは、甲乙協議のうえ、その額を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知するものとする。

(処理状態や調達管理の変動等による委託料の額の調整)

第67条 次条及び第70条第1項に定める範囲において、県水の受水量及び流入下水の水量並びに水質による変動は、委託料の額に影響しないものとする。

2 県水の受水量及び流入下水の水量並びに水質による変動が、次の各号に該当するときは、委託料の額を変更するものとする。

(1) 前項に定める範囲を超え、かつ第70条第2項に定める条件を満たさないとき。

(2) 前号のほか、別に委託料の額の調整に係る条件を定めたとき。

3 施設の運転状況や要求水準の変更、設備等の更新などにより、調達物の使用量が契約締結時の計画に対し調達した実量が著しく変動しているときは、委託料の額を変更するものとする。

4 第2項及び第3項に定める委託料の額の変更の方法、その他については要求水準書に定めるものとする。

5 前項までのほか、実施に係る業務の条件、数量、内容、対象などに著しい変更があったときは、委託料の額を変更するものとする。この場合、変更の額については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

第8節 プロフィットシェアリング

(プロフィットシェアリング)

第68条 受託者は、新技術の導入や創意工夫により業務の効率化を図りコストの縮減を実現した場合、別紙1「プロフィットシェアリングの考え方」に基づき、コスト縮減によって生じた利益の一部を市に還元するものとする。

第3章 リスク分担

第1節 一般事項

(水質と水量)

第69条 安全な水道水を安定して供給するための県水の受水量、並びに、下水を安定的に処理するための流入水量及びその水質の確保は、甲の責任において、実施するものとする。

2 前項の県水の量並びに下水の流入水量及びその水質については、次条第1項及び要求水準書に定めるものとする。

(水量の上限)

第70条 甲は、事業期間を通じて、次の各号に示す量を超えないよう努めるものとする。

(1) ●配水場(水道施設)については、1日あたり最大県水受水量【●m³】を上限とする。

2 上下水道の量の増加によって前項の上限の変更が必要となる場合、甲は施設の改良その他施設能力確保のための措置を行い、かつ、乙に本業務の実施に関して新たに必要となる費用を支払うものとする。

3 前項の新たに必要となる費用については、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

(所有権)

第 71 条 本件施設の所有権は、甲に帰属する。ただし、第 39 条第 3 項に該当する設備の所有権は、乙に帰属するものとする。

(保険)

第 72 条 乙は、事業期間中、乙の費用により、第三者賠償保険、火災保険、労働者災害保険、その他必要な保険を付保するものとし、甲に報告するものとする。

(一般的損害)

第 73 条 本業務の実施に関し、乙の故意又は過失によって生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 74 条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害(第 2 項及び第 3 項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 第 45 条第 3 項及び第 46 条第 3 項並びに、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の責めに帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときは、乙がその賠償額を負担する。

3 業務を行うにつき、通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担するものとする。ただし、本業務の実施に関し、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担するものとする。

4 前 3 項の場合その他業務を行うにあたり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその解決に当たるものとする。

(遅延損害金)

第 75 条 甲又は乙が、本契約に基づいて履行すべき委託料、賠償金、損害金、違約金その他の金銭の支払を遅延した場合は、甲又は乙は相手方に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項及び同法第 14 条に定める割合で計算した額を、遅延損害金として支払うものとする。

第 2 節 法令変更

(法令変更に伴う通知の付与及び協議)

第 76 条 本契約締結日以後に法令が変更されたことにより、本契約又は要求水準書で提示された条

件に従って本業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、乙は、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちにこれを甲に対して通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、甲又は乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 甲が乙から第1項の通知を受理したときは、甲及び乙は、当該法令変更に対応するため、速やかに本契約及び要求水準書の変更並びに費用の変更等について、協議するものとする。

4 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に本契約又は要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について合意が成立しないときは、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本業務の実施を継続するものとする。

(法令変更に伴う増加費用又は損害の負担)

第77条 法令変更により生じる増加費用又は損害が発生した場合は、次の各号の定めに従い負担するものとする。

(1)本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等(特に、本業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、乙に対して一般に適用される法律の変更は含まない。)の変更の場合は甲の負担とし、乙に対して一般に適用される法令等の変更は乙の負担とする。

(2)消費税及び地方消費税に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、甲の負担とし、本業務の内容にかかわらず、法人の利益に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、乙の負担とする。

第3節 不可抗力

(不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更)

第78条 不可抗力により本契約又は要求水準書で提示された条件に従って本業務を実施することができなくなったとき、又は著しく困難になったときは、乙はその内容の詳細を記載した書面を以って、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の通知がなされたとき以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による通知を受理したときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

4 乙が前項の通知を受理したときは、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約及び要求水準書並びに費用の変更等について協議するものとする。

5 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から30日以内に本契約及び要求水準書並びに費用の変更等について合意が成立しないときは、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、

乙は、これに従い本業務の実施を継続するものとする。

(不可抗力による委託料の支払)

第 79 条 甲は、乙が不可抗力により本件施設において処理の一部又は全部を行うことができない場合には、その費用に相当する委託料を減額するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、前条第 4 項による協議が合意に至るまでの間、乙が当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うことを条件として、乙が不可抗力により本件施設において処理の一部又は全部を行わない場合でも、乙に対して第 64 条に定める委託料を支払うことができるものとする。

第 4 章 契約の終了

第 1 節 契約の解除

(甲による契約の解除)

第 80 条 甲は、次の各号の一つに該当する場合には、乙に対して書面により通知した上で、契約を解除することができるものとする。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、事業開始予定日から 30 日が経過しても本業務の履行を開始しないとき又はその見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙の責めに帰する事由により、連続して 2 日以上又は 1 年間に於いて 10 日以上、乙が本件施設の処理の一部又は全部を行わないとき。

(3) 本契約に基づく甲のモニタリングの結果、乙の要求水準未達が改善期間を経過しても是正されないとき。

(4) 第 57 条第 3 項に該当するとき。

(5) 乙が、自らの事業実施を放棄し、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。

(6) 乙が、破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立て（以下「倒産手続開始申立て」という。）を取締役会において決議したとき、若しくは第三者によって、当該申立てがなされたとき。甲は、本契約の解除の前に、当該倒産手続開始申立て等が本業務の履行に支障を及ぼすか否かにつき、乙と協議することができるものとする。

(7) 前号までに規定するもののほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が終了する場合は、乙は、甲の請求に基づき、甲の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、契約金額の 100 分の 10 とする。

3 前項は、甲に生じた損害額が前項の違約金の額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(乙による契約の解除)

第 81 条 乙は、次の各号の一つに該当する場合には、甲に対して書面により通知した上で、契約を解除することができる。

(1) 甲が本契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第 65 条第 2 項に定める支払期限

を経過してから 60 日を経過しても委託料の支払を行わなかったとき。

(2) 甲が、契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを乙が甲に対して通知した後、30 日を経過しても当該違反を是正しないとき。

(3) 甲の責めに帰する事由により、本業務の履行が不能となったとき。

2 前項の規定により契約が終了する場合は、甲は乙に対して、事業期間の終了日までの委託料のうち既に完了している業務の未払いの委託料を支払うものとする。この場合における委託料の支払手続きは、第 65 条の定めを準用するものとする。

3 前項のほか、甲は、乙の請求に基づき、乙の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、契約金額の 100 分の 10 とする。

4 前項は、乙に生じた損害額が前項の違約金の額を超える場合は、乙がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(法令変更による契約の解除)

第 82 条 契約期間において、第 75 条第 3 項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、甲が本業務の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 前項に基づき本契約が解除された場合、乙に生じた損害の負担は、第 77 条の定めに従うものとする。

(不可抗力による契約の解除)

第 83 条 事業期間において、第 78 条第 4 項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、甲が本業務の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除する場合は、甲は乙に対して、事業期間の終了日までの委託料のうち未払いの委託料について、甲及び乙の協議に基づき、一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払の手続きは、第 65 条の規定を準用する。

(談合等不正行為に対する違約金等)

第 84 条 本契約に関し、乙が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、本契約の業務委託料（本契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条に違反又は乙が構成事業者となっている事業者団体（以下「乙等」という。）が独占禁止法第 8 条第 1 号に違反したことにより、公正取引委員会が乙等に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙等に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に事業者の選定が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項は、甲に生じた損害額が前項の損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

第2節 契約終了時の措置

（事業期間満了に伴う業務引継ぎ等）

第85条 乙は、事業期間の終了日までに、乙の責任と費用により、甲又は甲の指定する者に、本件施設の運転及び維持管理に関する業務の引継、研修・指導等（以下「終了時の業務引継ぎ等」という。）を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する乙による終了時の業務引継ぎ等を行わないことができる。

(1) 乙が、終了時の業務引継ぎ等の必要がない事由を書面で提出し、これを甲が認めたとき。

(2) 甲が、終了時の業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

(3) 乙が正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、乙は甲に対して違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、甲の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等に係る費用とする。ただし、契約金額の10分の1を上限とする。

3 第1項に定める乙による終了時の業務引継ぎ等の実施期間及び内容等については、要求水準書に記載するほか、甲乙協議により定めるものとする。

（契約解除に伴う業務引継ぎ等）

第86条 契約が解除されたときの業務引継ぎ等については、次の措置を講ずるものとする。

2 第80条（第1項(6)号を除く。）によるときは、第85条第1項に記載する「事業期間の終了日までに」を「甲が定める期日まで」と読み替え、第85条を適用するものとする。

3 第 80 条第 1 項(6)号によるときは、甲は、次の各号のいずれか一つの措置を講ずるものとする。

(1) 第 13 条の規定に基づく履行保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供が行われ、保証が差し入れられ、又は履行保証保険が付保されている場合は、甲は当該契約保証金若しくは担保、保証金又は保険金を受領し、これをもって、債権に充当するものとする。

(2) 前号の乙による当該履行保証金若しくは担保、保証金又は保険金が付保されていないときは、甲は乙に対し業務委託料の 10 分の 1 に相当する支払を求め、これをもって、債権に充当するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、甲が当該超える額の支払を請求することを妨げるものではない。

5 第 81 条によるときは、業務引継ぎ等に係る費用は、甲の負担とする。この場合、業務引継ぎ等の実施時期、費用等については、甲乙協議の上で定めるものとする。

(契約終了時の既存施設等の確認)

第 87 条 契約が終了するときは、甲及び乙は双方が立会いの上、既存施設等について、第 26 条第 1 項に基づき確認した既存施設等（事業期間中に、既存施設等が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）の健全性について確認するものとする。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。なお、既存施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。

2 前項に定める既存施設等の確認は、事業期間満了による契約終了のときは、事業期間終了日まで完了するものとし、契約解除に伴う契約終了のときは、甲及び乙が協議の上、確認時期・期間等について定めるものとする。

3 前項による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、甲は乙に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。

4 甲は、前項に係わらず、本契約終了日より 1 年以内に、既存施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

(改良施設の撤去等)

第 88 条 本契約が終了したときは、乙は乙の責任と費用により、速やかに第 39 条に基づき変更又は改良した施設を原状に復し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、甲が乙に対し、別段の指示を行った場合は、この限りではない。

(所有権の移転)

第 89 条 前条ただし書きにおいて、乙が設置した設備の譲渡を甲が要求し、乙が承諾した場合は、事業期間の終了において、乙の所有権は甲に委譲される。

2 第 80 条又は第 81 条により契約が解除されたとき、又は前項に基づき乙が設置した設備を甲に譲渡する場合においては、甲は乙に対して清算金を支払うものとする。なお、清算方法については要求水準書に定めるものとする。

第5章 補則

(個人情報の取扱い)

第90条 乙は、本業務に係る個人情報について、法令等に従い適正に取扱わなければならない。

(解釈)

第91条 甲が本契約に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾を行い、又は説明若しくは報告を求めたことを以って、甲が乙の責任において行うべき本業務の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(契約の変更)

第92条 本契約に定めがあるほかは、甲と乙の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更が行えるものとする。

(公租公課の負担)

第93条 契約に関連して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。甲は、委託料及びこれに対する消費税額を支払うほか、契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

(管轄裁判所)

第94条 契約に関する紛争は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするとともに、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意する。

(契約書に定めのない事項及び解釈の疑義)

第95条 契約書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は契約書の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

別紙1 プロフィットシェアリングの考え方（契約書第68条関係）

1 プロフィットシェアリングについて

乙の新技术導入や创意工夫によって生じる経费削減による支出減については、乙の一定の範囲を超えた収入の一部を甲に還元するものとする。

2 プロフィットシェアリングの対象

甲は、事業期間中に乙の提案により、新技术の導入や创意工夫により市民サービス及び事业効率の維持向上が図られ、かつ費用の削減効果も期待できると認める場合には、要求水準書の変更等、必要な事項を甲乙協議する。

甲乙の合意により対象となる業務が実施された場合において、費用の削減分の一部を甲へ還元するものとする。

3 プロフィットシェアリングの方法

分配の割合、方法、時期等については、提案内容に応じて甲乙双方の協議により決定する。

別表1 委託料支払い（契約書第64条関係）

1 委託料の支払月額

発注者が受注者に運営期間を通じて支払月額の委託料は次表に示す通りである。

表 契約金額に対する支払月額

区分	項目	委託料（円）	消費税等額（円）	支払額（円）
水道事業	資本的支出			
	収益的支出			
下水道事業	資本的支出			
	収益的支出			
合計				